

新・産業ビジョン岸和田（岸和田市産業振興基本計
画）に係る後期計画策定業務委託における公募型
プロポーザル実施要領

令和8年4月

岸和田市

1. 目的

本要領は「新・産業ビジョン岸和田（岸和田市産業振興基本計画）における後期計画策定業務」に係る契約の相手方となる候補者を、公募型プロポーザル方式によって選定するにあたり、参加資格や実施方法等必要な事項を定める。

2. 事業概要

- (1)業務名 新・産業ビジョン岸和田（岸和田市産業振興基本計画）における後期計画策定業務
- (2)業務内容 別紙「新・産業ビジョン岸和田（岸和田市産業振興基本計画）における後期計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3)業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は7,400,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

4. スケジュール

- 募集開始日（実施要領配布）： 令和8年4月23日（木）
- 参加申込書の提出期間： 令和8年4月24日（金）～5月8日（金）
- 質問票の提出期間： 令和8年4月24日（金）～5月1日（金）
- 質問票への回答： 令和8年5月11日（月）
- 参加資格審査の結果通知： 令和8年5月13日（水）
- 提案書の提出期間： 令和8年5月14日（木）～5月22日（金）
- 選定委員会： 令和8年5月28日（木）（予定）
- 選定結果通知： 令和8年6月上旬
- 契約締結： 令和8年6月上旬

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立

てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
(7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく事実がないこと。
(8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
(9) 本業務と同種業務を受託または自ら実施した実績があること。
(10) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 実施要領、業務委託仕様書等の交付

- (1) 交付期間

令和8年4月24日（金）から5月8日（金）まで

- (2) 交付方法

実施要領及び業務委託仕様書等は、岸和田市魅力創造部産業政策課のホームページからダウンロードしてください。

7. 参加申込書等の提出等について

- (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③同種業務の実績報告書（様式3）
- ④誓約書（様式4）

※岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、「誓約書」（様式4）は不要

(2) 提出期間

令和8年4月24日（金）から5月8日（金）まで（ただし、土日、休日及び祝日を除く。）

午前9時～午後5時30分まで（必着）（ただし、正午から12時45分は除く。）

(3) 提出場所

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）

岸和田市魅力創造部産業政策課 事業者支援担当

電話：072-423-9485

電子メール：sangyo@city.kishiwada.lg.jp

(4) 参加資格審査の結果通知

令和8年5月13日（水）に、参加資格審査結果通知書（様式5）で結果を通知します。（同日にメールで送るとともに、後日原本を郵送する。）

(5) その他

- ・提出書類は提出期間内に直接持参、郵送（必着）もしくは電子メールにて、提出すること。
- ・「参加申込書」（様式1）の事業者印の押印は不要だが、「誓約書」（様式4）については必須とする。
- ・提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできない。

8. 企画提案にかかる質問票の受付

(1) 質問方法

質問は、質問票（様式6）により、担当部署まで書面を持参、郵送もしくは、電子メールにて受け付ける。口頭や電話による質問は受け付けない。

なお、電子メールの場合は、送信後に電話でメール到着の確認をお願いする。

(2) 質問受付期間

令和8年4月24日（金）から5月1日（金）まで（土日、休日及び祝日を除く。）

午前9時～午後5時30分まで（必着）

（ただし、持参の場合は正午から12時45分は除く）

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和8年5月11日（月）までに市ホームページ（募集案内と同ページ）にその内容及び回答を公表します。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

①企画提案書提出書（様式7）

②企画提案書（様式8及び参考資料）

③見積書（任意様式）※内訳がわかるようにすること

④配置予定技術者（主任技術者）の経験等（様式9）

⑤提案者の業績実績（様式10）

⑥岸和田市発注業務受託の実績（様式11）

⑦業務の実施方針（様式12）

⑧その他補足資料（任意様式）

(2) 提出部数

- ・ 正本1部（原本、記名・押印したもの）
- ・ 副本6部（原本の写し）

「9. (1) 提出書類」に記載の書類を①から⑧の順番にA4サイズのファイルに綴じ、①から⑧のインデックスを付け提出すること。尚A3サイズのもののは折りたたんで綴じること。

※副本は審査に使用するので、提案者が判別できる社名等を記載しないか、該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

(3) 提出場所

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所別館4階）

岸和田市魅力創造部産業政策課 事業者支援担当

電話：072-423-9485

(4) 提出期間

令和8年5月14日（木）～5月22日（金）（土日、休日及び祝日を除く。）

午前9時～午後5時30分（必着）（ただし、正午から12時45分は除く。）

(5) その他

- ・ 提出書類は提出期間内に直接持参もしくは郵送（必着）にて、提出すること。提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできない。
- ・ 郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- ・ 提出書類については岸和田市に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ・ 受付後の提出書類の差し替え等は認めない。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類一式を無効とする。
- ・ 提出された書類は、提出した者に無断で本件プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ・ 岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

10. 審査方法

提出された企画提案書等を基に、魅力創造部長、魅力創造部産業政策課長、魅力創造部観光課長、環境農林水産部農林水産課長の4名をもって構成する受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査を行う。

(1) 書類審査実施日

令和8年5月28日(木)【予定】 ※都合により変更となることがある。

(2) 選定委員会は非公開とする。

11. 評価方法等

(1) 評価方法

選定委員会において、提出された企画提案書等の内容により、評価を行う。

(2) 評価項目等

評価基準に基づき審査を行い、受託候補者を決定するものとし、失格者を除く次の要件に該当する参加者のうち、評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、評価点の最も高い者が複数の場合は、見積価格が最も安価な者を受託候補者とする。また、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

① 見積価格が予算額(委託料)の上限の範囲内であること。

② 評価点が240点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 評価基準

①業務実施

ア 配置予定技術者(主任技術者)の経験等 【5点】

イ 提案者の業績実績 【10点】

②地域貢献

ア 提案者の過去10年間の岸和田市発注業務受託の実績 【5点】

③経済性

ア 提案者の費用(見積額) 【20点】

④企画提案

ア 実施方針、業務フロー、工程計画の妥当性 【計20点】

- ・目的、条件、内容の理解度(5点)
- ・業務に関する知識、重要事項の指摘(5点)
- ・業務フローの妥当性(5点)
- ・工程計画の妥当性(5点)

イ 提案内容の実現性 【計20点】

- ・提案内容の説得力(10点)
- ・独創性(5点)
- ・実現性(5点)

ウ 取組み姿勢 【計20点】

- ・資料の正確性(5点)
- ・資料のわかりやすさ(5点)
- ・業務への意欲・積極性(10点)

【総合計 100点】

【得点基準】

■10点：優れている 8点：やや優れている 6点：標準（最低基準レベル）
4点：やや劣っている 2点：劣っている

※5点満点の項目は得点を半分にする。

■全委員の合計得点が240点（委員1人あたり60点）未満の場合は、適切な提案と認めず、当該提案者を候補者とししない。

12. 審査結果について

選定委員会において受託候補者を選定後、速やかに、プロポーザル審査結果通知書（様式13）で参加者全員に審査結果を通知する。なお、受託候補者の名称及び総合点、受託候補者以外の名称及び総合点等（名称は五十音順、総合点は点数順（名称と総合点は別項とし、関連付けしない））について、市のホームページにおいて公表を予定する。なお、審査結果については、一切の意義申し立ては受け付けない。

13. 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加者が審査委員に対して直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・参加者が参加申込受付日から委託契約締結日までの間に、上記「5. 参加資格」の条件に該当しなくなった場合
- ・提出書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- ・本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・参考見積書の金額が「3. 予算額」の委託上限額を超える場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14. 契約手続き等

- (1) 選定委員会において、企画提案書審査により判定した合計得点の最高得点者を受託候補者として、原則契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、岸和田市財務規則の定めるところによる。
- (3) 受託候補者の選定後、受託候補者が上記「13. 失格条件」のいずれかに該当することが認められるときは、契約を締結しないものとする。
- (4) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式14）を速やかに提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

15. 情報公開及び提供

岸和田市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例

(平成12年条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本件プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件プロポーザルの参加に必要な提案書作成費用など、必要な経費は全て、提案者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本件プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本件プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届(様式14)を岸和田市に提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (5) 参加事業者は本件プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件プロポーザル実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。

17. 問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号(岸和田市役所別館4階)

岸和田市魅力創造部産業政策課 事業者支援担当

電話番号: 072-423-9485

FAX 番号: 072-423-6925

電子メール: sangyo@city.kishiwada.lg.jp